

# PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー

**特集** 改正特許法のポイントとその影響  
**ヒット商品を支えた特許**  
 ロッテの『雪見だいふく』

- 弁理士のある一日
- 特許庁からのお知らせ
- 知的所有権立見席
- 知的所有権豆知識
- 弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌  
 1996

春 号 創刊号



## ヒット商品を支えた特許

ロッテの『雪見だいふく』  
 特許第一五三七三五一号

1 VOL.



「アイスクリームは夏だけのものではない。コタツに当たりながら大福餅をパクつく感覚のアイスクリームがあれば、きっと人気商品になるはずだ。」そんな逆転の発想で開発されたのが、このロッテの「雪見だいふく」である。発売以来、若い女性を中心に変わらぬ人気を保っている。発売十五周年を機に高品質化などの

イメージアップ戦略で、新たな購買層の掘り起こしを図り、年間売上高10%増の八十億円達成を目指すという。  
 ロッテはアイスクリーム業界では後発メーカーであり、参入当時は先発の乳業各社が高いシェアを持っていた。加えて二年続きの冷夏の影響で販売が落ち込み、気候に左右されないユニークな商品の開発が急務となっていた。こうした中、四季を通じての人気商品である大福餅にヒントを得て、中身の代わりにアイスクリームを入れることを思いついたのだという。しかし、商品化には色々な問題が待ちかまえていた。アイスクリームを包む餅は冷凍すると固くなつてし

### 知的所有権豆知識

**【登録商標】** 現在の世の中で、テレビ、新聞、ラジオが突然なくなったら、私たちの生活はどうなるでしょう。ニュースは勿論、ドラマ、音楽等の娯楽番組もなく、巨大なギヤラを稼ぐ大女優や大歌手もなく、ニュースはロコミカワラ版、娯楽は芝居小屋や紙芝居

とある江戸時代に戻らなければなりません。この、大女優を使ったり、海外取材をしたり、巨大な金額を使って私たちの周りの様々な情報を周囲に伝えてくれる、テレビ等のメディアを支えているのは広告です。広告だけではありません。私たちが目印無しに気に入った同じ商品をリピートし購入することは困難です。リピート無しには大企業の出現もな

く、商品は安価になりません。つまり、現在の社会を支えている大きな柱は「広告宣伝費」であり、これは「商標」を覚えて貰うために費やされています。空气中の酸素のような働きをしているこの「商標」を模倣されないように特許庁に申請し、他人の使用を禁止できるようにしたものが「登録商標」です。

平成8年3月25日発行 第1号 無断転載禁止  
 編集 弁理士会広報委員会  
 発行 弁理士会  
 東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100  
 電話 03-3581-1211(代)  
 FAX 03-3581-9188

まい、食感が著しく悪い。餅が柔らかくなるよう暖めて食べたのでは、アイスクリームが溶けてしまふ。ロッテは、餅の成分の改良などによってこれらの問題をクリアしていった。同社はこれらの製品製法を昭和五十六年五月に特許出願し、同年十月には全国一斉に発売を開始した。狙い通り、女子中高生の間で評判になり、瞬く間にヒット商品となった。

一方、特許取得作戦は必ずしも順風満帆だったわけではない。思わぬつまずきもあつた。五十九年二月に出願公告が行われるが、これに対して七件もの特許異議申し立てが出る。翌六十年七月にこの異議が認められ、拒絶査定が下された。ここで諦めてはそれまでの苦労が水の泡。直ちに拒絶査定不服の審判を請求する。四年にわたる審理の結果、拒絶査定は覆され、平成元年十二月に特許を勝ち取る。発売直後から他社の類似品が多く市場に出回っていたが、特許を境にして水が引いたように消えていった。その後、「雪見だいふく」はロッテの独占商品として長くヒットを続けることになったのである。このような「雪見だいふく」の成功は、商品差別化戦略による後発メーカーの市場参入事例として典型的なものであろう。しかしその成功の裏には、「特許」という公権力のお墨付きが無限の圧力となってライバルメーカーを駆逐していくことも、また忘れてはならない事実であろう。(取材協力、㈱ロッテ及び代理人浜田治雄弁理士)



▲弁理士会館(霞が関)

### 弁理士会からのお知らせ

- 特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度をやさしく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

- 弁理士を紹介します。
- 講師として弁理士を派遣します。
- 最近、「知的所有権(著作権)登録」という商法が問題になっています。当会では、通産省や特許庁などの関係官庁と協議して被害防止のリーフレットを無料で配布しています。
- お問い合わせは下記まで  
 弁理士会(広報課) Tel 03-3581-1211  
 弁理士会大阪分室 Tel 06-443-2566  
 弁理士会名古屋分室 Tel 052-581-5885



最近、新聞などで、特許、工業所有権あるいは知的所有権に関する記事が多く記載され、一般にも関心が高まっています。また、これからの企業の発展には、資源の少ないわが国では、頭脳の所産に基づく開発技術による新分野の開拓、高付加価値の製品の開発が重要な課題であるといわれております。それには、皆様の頭脳の所産である発明、意匠の創作あるいはのれんを守る商標が適正に保護されなくては、企業の発展は期待できません。

弁理士は、「生まれる発明 育てる弁理

士」として、皆様の発明や意匠の創作あるいは商標などが専有できる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の取得並びにそれらの権利の活用にお力添えをしております。このたび、弁理士会では、弁理士の業務や弁理士会の活動並びに特許などの情報を提供し、知的所有権制度をご理解いただけるように広報誌を発行することと致しました。皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

弁理士会会長 樺澤 襄

特集

改正特許法のポイントとその影響

弁理士会 特許委員会委員長 西島 孝喜

天然資源の乏しい日本にとって、人間の頭脳活動の産物である特許を保護する特許制度は、今日の技術立国を支えるいわば打出の小槌と考えることができます。特許を取得するためには、そのアイデア（発明）の内容を記載した明細書という書類を特許庁に提出することによって特許出願を行ない、特許に値するかどうかの審査にパスする必要があります。

この審査の手続きが今年から大きく変わりました。まず、その発明が新しいかどうか、発明をするのに困難がともなったかどうか、出願が誰よりも先に提出されたかどうか等の要件について特許庁の審査官が審査します。昨年までは、これらの要件を満足していると判断した場合、審査の完全性を期すために、その発明の内容を公表し、第三者に意見を述べる機会を与えておりました。特許を付与する前に公表するので付与前特許異議申立制度と呼ばれ、異議を申立てられた場合には、特許すべきかどうかの判断を再度行っていました。

この従来のやり方では、異議を申立てられた場合、その審査のために特許になるのが遅くなり、発明の適正な保護に欠けることがある、という指摘がされていたものです。うか等の要件について特許庁の審査官が審査します。昨年までは、これらの要件を満足していると判断した場合、審査の完全性を期すために、その発明の内容を公表し、第三者に意見を述べる機会を与えておりました。特許を付与する前に公表するので付与前特許異議申立制度と呼ばれ、異議を申立てられた場合には、特許すべきかどうかの判断を再度行っていました。



パテント・アトニー 弁理士のある一日 薦田内外国特許事務所 弁理士 薦田 璋子



弁理士仲間と(右が筆者)

初の女性弁理士誕生(井上清子)を報じる昭和10年当時の新聞記事。(朝日新聞より抜粋)

残業の人達のワープロの音も静かになつたようだ。時計は8時を指している。

今日水曜日は、商工会議所の特許相談日であった。もう14、5年続けているが、相談内容は特許、意匠、商標はもとより著作権、不正競争防止法その他いわゆる知的所有権全般に及ぶ。今日は相談時間が長い。ため忙しい一日となった。

さて、明日は夕方から西日本弁理士クラブの行事に出席する。先ず総会、続いて創立40周年記念式典、そのあと本年度弁理士試験合格者祝賀会が行われる。

記念式典では、永年功労者として表彰をして下さるとのことである。ところで今、私の机の上に「弁理士登録通知書」なるものがある。先日ある事のため、どうしても必要とあって、見付かるかどうか危ぶみながら、古い書類箱の中からやっと探し出したものである。それには本文のあとに「昭和二十五年十二月七日 特

最初の女弁理士 女の世界に氣を吐く

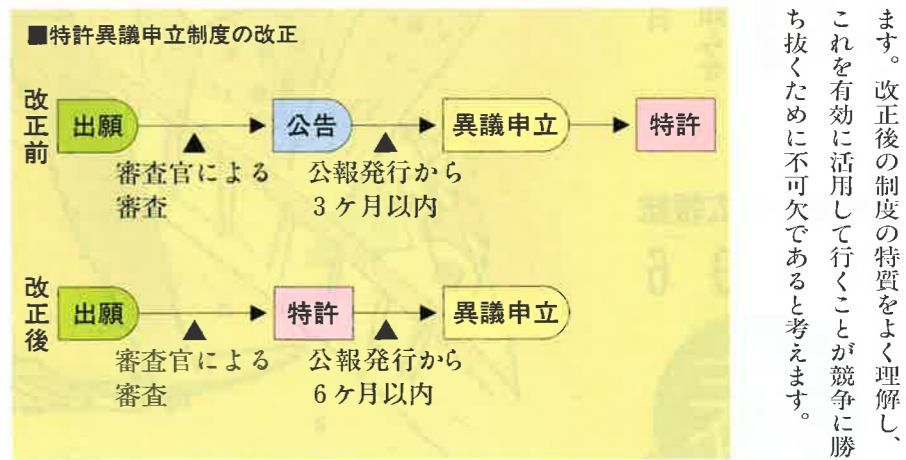
苦學のタイピストが見事金銭的

許廳長官」とある。丁度45年前に発行されたものだ。すっかり赤茶けてしまっている紙の色に、45年という歳月の経過をまざまざと見る思いがして、胸をうつものがある。



戦後間もない昭和25年頃に、今日の科学技術の進歩発達をだれが予想し得たであろうか。弁理士の取扱う発明の内容も、当然、急速に高度化し複雑化し、我々は常に新しい意欲を必要として来た。加えて、関係法律の度々の改正、特に近年の大改正など弁理士は常に研鑽を怠ることはできない。

今年から、審査官によって特許性ありと判断された場合には、第三者に特許異議申立の機会を与えることなく特許が付与されることになりました。第三者は特許の付与後の6カ月間異議申立を行うことができます。この制度はヨーロッパ特許条約などで採用されている付与後特許異議申立制度といわれるもので、今回の改正は、早期に特許付与が行われる点、及び異議申立があった場合における手続き負担が少なくなった点など従来の付与前異議申立制度に比べて発明者側に有利な改正ということが出来ます。



特許庁からのお知らせ

- 発明の日フェア
特許庁ではこの「発明の日」を記念して、来る4月18日には特許庁を舞台に様々なイベントを開催いたします。みなさまのご来庁を心からお待ちしております。
1. 高田万由子の一日特許庁長官
女優の高田万由子(たかたまゆこ)さんが、一日特許庁長官として「発明の日」の記念行事へ参加されます。
2. 記念展示(10時~17時)<特許庁1階ロビー>
(1)民間団体事業活動展
工業所有権制度の普及や活動について、民間団体による様々な活動がなされています。その活動内容等を紹介いたします。また、発明品の展示や弁理士の無料相談などが行われます。
(2)先端情報システム・関連機器展
工業所有権分野では、情報システムの面でも最先端での開発が続けられています。そのうち、電子出願システム、検索システム等の展示・実演が行われます。
3. 特許庁の見学(13時から30分ごと：最終スタート16時)
「発明の日」には特別に一般個人の方も特許庁の見学ができます。見学の申し込みは、電話で前日までに特許庁総務課広報班まで申し込んでいただくか、または、当日1階の受付でその旨お申し出下さい。
4. その他の行事
(1)記念展示の開会式(10時~)<特許庁1階ロビー>
(2)工業所有権制度功労者等の表彰式(10時45分~11時15分)<特許庁16階会議室>
お問い合わせは、特許庁総務課広報班まで ☎03-3581-1101(内2105~9)

そのためか、今日に至る歳月の長さは不思議なぐらい感じられない。
昨年の弁理士試験合格者は過去最高の116名、うち女性は11名とか。年々きびしくなる競争にうち勝つての合格、その努力には全く頭の下がる思いがする。ちなみに、女性弁理士の誕生は、昭和10年、今から60年前である。第1号の井上清子先生の合格が新聞紙上に大きく報道されたことが懐しく思い出される。私が弁理士になったのは、それから15年後のことであり、3人目であった。
現在では170名位であろうか。隔世の感を禁じ得ない。たまたま見つけた古い「弁理士登録通知書」から珍しく遠い日のことを思い出すことになったが、明日は新しい合格者の方達と会えるのが楽しみであり、心から祝福したいと思う。
ガラス越しにも冷気が感じられる。窓にかかる冬の月も大分高くなって来たようだ。



知的所有権 立見席

新聞記者と特許

新聞記者時代、「新聞社は特許と縁がないので間違った記事を書く」と弁理士さんからよく冷やかされたが、新聞記者にとって全く無縁というわけにはいかない。ある程度知識がないと、ときに痛い目に遭う。
取材先の企業と顔なじみになると、秘密を前提に出願前の研究開発を教えられることがある。いわば暗黙のオフレコ(公表しない約束)付き記者発表だ。ところが記者の中には、功名心にとらわれ、あるいはデスクから「このごろ出稿量が少ない」と叱責され、書いてしまう者もいないわけではない。新聞記者は「書いてなんぼ」の商売。デスクの叱責には弱い。他に手持ちの材料がない場合は、つい記事にしたくなる。
取材先からは「新規性を失い、特許が取得できなくなる」と当然クレームがつく。記者の出入り差し止めぐらいで済めば良いが、広告収入にでも影響が出れば、